

## 具体的かつ詳細な随意契約理由について

| No. | 案 件 名 称                  | 種目 | 契約の相手方   | 契約金額<br>(税込) | 契約日      | 根拠法令                          | 随意契約理由<br>(随意契約理由番号)※ | WTO |
|-----|--------------------------|----|----------|--------------|----------|-------------------------------|-----------------------|-----|
| 1   | 令和8年度城東まつり企画運営<br>事業業務委託 | 催事 | 株式会社セレスポ | 9,946,000円   | 令和8年7月1日 | 地方自治法施行令第<br>167条<br>の2第1項第2号 | G5                    | —   |

【 地方自治法施行令第167 条の2 第1項各号に該当する随意契約理由 】(以下参照)

<https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/cmsfiles/contents/0000683/683313/16zuikeigaidorain.pdf>

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和8年度城東まつり企画運営事業業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社セレスポ 大阪支店

### 3 随意契約理由

城東まつりは、単にイベントとして開催するのではなく、事業の企画段階から多くの区民、各種団体等が参画し、交流を図り協働することで、自律的な地域コミュニティの育成を図る事業であり、また、当区において、複数の地域や団体が一堂に会して一つのものを作り上げる唯一の事業である。

こうした事業目的を達成するためには、まつりの運営やその組織体制、また区民ニーズの的確な把握と各種団体のつながりを意識して事業を実施できる実行力といった点について、民間事業者の柔軟な発想により提案させ、最適な力量を持つ事業者を選定することにより、自律的な地域コミュニティの育成に寄与することが期待できる。その意味で、まつりの運営手法の適格性や独創性といったことが、契約金額に増して重要であるため、その性質・目的が価格競争による入札に適さないことから、プロポーザル方式を採用することが妥当であると考えます。

プロポーザル方式で最も優れた作品を提案した事業者に業務委託することとし、外部審査委員による選定委員会において審査の結果、総合得点が最も高かった株式会社セレスポ 大阪支店と随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

城東区役所 市民協働課 (電話番号 06-6930-9734)